

<自己保有資本調達手段及び他の金融機関等に係る資本調達手段に係るショート・ポジションとの相殺①>

【関連条項】第8条第5項及び第11項、第20条第2項及び第8項

第8条-Q10 自己保有資本調達手段及び他の金融機関等に係る資本調達手段について、一定のショート・ポジションを保有する場合に相殺可能とありますが、具体的にどのような場合に相殺が可能ですか。

(A)

具体的には、以下のいずれかに該当する場合に相殺が可能です。

- ① ロング・ポジション（インデックスに含まれる場合など、間接保有による場合も含みます。）と同一の資本調達手段のショート・ポジション（自己保有資本調達手段のロング・ポジションを有する場合には、カウンター・パーティーリスクを有しないものに限ります。③において同じ。）を有しており、かつ、当該ショート・ポジションのマチュリティが当該ロング・ポジションのマチュリティと同一である場合又は残存マチュリティが1年以上の場合
- ② インデックスに含まれるロング・ポジションについては、上記①に該当する場合には、同一のインデックスのショート・ポジションを有しており、かつ、当該ショート・ポジションのマチュリティが当該ロング・ポジションのマチュリティと同一である場合又は残存マチュリティが1年以上の場合
- ③ 上記①及び②にかかわらず、ロング・ポジションと同一の資本調達手段を原資産に含むインデックスのショート・ポジションを有しており、かつ、当該ショート・ポジションのマチュリティが当該ロング・ポジションのマチュリティと同一である場合又は残存マチュリティが1年以上の場合であって、以下の要件の全てを満たす場合
  - (イ) ヘッジ対象となるロング・ポジション及びヘッジ手段であるインデックスがいずれもトレーディング勘定で保有されていること
  - (ロ) いずれのポジションも貸借対照表において公正価値で評価されていること
  - (ハ) 監督当局の評価対象となる銀行の内部管理プロセスの下、ヘッジが有効であると認められること

＜自己保有資本調達手段及び他の金融機関等に係る資本調達手段に係るショート・ポジションとの相殺②＞

【関連条項】第8条第5項及び第11項、第20条第2項及び第8項

第8条-Q11 自己保有資本調達手段及び他の金融機関等に係る資本調達手段について、ショート・ポジションのマチュリティがロング・ポジションのマチュリティと同一であるか否かは、どのように判断されますか。

(A)

ショート・ポジションとロング・ポジションのマチュリティが同一でない場合であっても、トレーディング勘定において保有しているポジションについては、例えば、他の金融機関等に係る資本調達手段（株式等）のロング・ポジションを保有している銀行が、同時に当該株式のプットオプションを有している場合や当該株式の先物売り若しくはコールオプションのショート・ポジションを有している場合等、ヘッジ取引の一環として、特定の時点において当該銀行が当該ロング・ポジションを売却する契約上の権利を有しており、その権利行使により取引相手方（カウンターパーティ）が当該ポジションを購入する契約上の義務を負う場合又は特定の時点において当該銀行が当該ロング・ポジションを売却する契約上の義務を有している場合等については、ロング・ポジションとショート・ポジションのマチュリティが同一であるとみなして構いません。

<調整項目に係る経過措置の計算事例>

【関連条項】改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）附則第 7 条、第 8 条

附則第 7 条-Q1 調整項目に係る経過措置の計算事例を示してください。

(A)

以下に計算例を示します。

(1) 第 5 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる項目の経過措置期間における取扱い例

項目	金額 例	取扱い <sup>注1</sup>	金額		
			25年3月	26年3月	27年3月
のれんに係る無形固定資産の額	100	CET1 控除	0	20	40
		AT1 控除	100	80	60
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 <sup>注2</sup>	100	CET1 控除	0	20	40
		分母計算	100	80	60
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額	100	CET1 控除	0	20	40
		AT1 控除	50	40	30
		T2 控除	50	40	30
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	100	CET1 控除	0	20	40
		AT1 控除	100	80	60
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額（旧告示においても控除項目に該当していたものと仮定）	100	CET1 控除	0	20	40
		T2 控除	100	80	60

※1 CET1、AT1 及び T2 は、それぞれ普通株式等 Tier1 資本、その他 Tier1 資本及び Tier2 資本を表す。また、分母計算は、告示の計算方法に従いリスク・アセットの額を算出することを表す。以下、(2) 及び(3)においても同じ。

※2 繰延税金資産についてはその純額が旧告示（改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）による改正前の告示。以下、(2) 及び(3)においても同じ。）における基本的項目の額の 20 パーセントに相当する額を上回らないものと仮定。なお、旧告示において繰延税金資産の純額が基本的項目の額の 20 パーセントに相当する額を上回る場合に当該上回る額を基本的項目の額から控除するものとされる場合であっても、かかる基

本的項目の額から控除される額に相当する部分の算出に当たり、基本的項目の額を第2条第2号に定める Tier1 資本の額と読み替えて計算しても構わない。

(2) 少数出資金融機関等の普通株式の額等の経過措置期間における計算例

<前提条件>

- ・ 第5条第1項各号に掲げる額の合計額\* : 1,000…(a)  
※ 附則第5条及び第6条の経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・ 第5条第2項第1号から第3号までに掲げる額の合計額\* : 100…(b)  
※ 附則第7条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・ 保有する A 社\*の普通株式の額 : 50…(c)
- ・ 保有する B 社\*のその他 Tier1 資本調達手段の額 : 40…(d)
- ・ 保有する B 社\*の Tier2 資本調達手段の額 : 30…(e)  
※ A 社及び B 社はいずれも少数出資金融機関等に該当するものとする。
- ・ 附則第7条第1項により調整項目の額に算入されることとなる額の割合 : x%…(f)

① 新告示（改正告示（平成24年金融庁告示第28号）による改正後）における算出手順

- (ア) 少数出資に係る10パーセント基準額を算出します。 $\{(a) - (b)\} \times 10\%$   
 $(1,000 - 100) \times 10\% = 90…(g)$
- (イ) 少数出資調整対象額を算出します。 $\{(c) + (d) + (e) - (g)\}$   
 $(50 + 40 + 30) - 90 = 30…(h)$
- (ウ) 少数出資調整対象額につき、資本区分毎の資本調達手段の額の合計額に応じて比例  
按分し、各資本区分の調整項目の額を算出します。 $\{(h) \times \{(c), (d), (e)\} \div \{(c) + (d) + (e)\}\}$   
(A社の普通株式)  $30 \times 50 \div 120 = 12.5…(i)$   
(B社のその他 Tier1 資本調達手段)  $30 \times 40 \div 120 = 10…(j)$   
(B社の Tier2 資本調達手段)  $30 \times 30 \div 120 = 7.5…(k)$
- (エ) (ウ)において算出された額に含まれなかった部分の額については、それぞれにつ  
き分母計算を行います。 $\{(c), (d), (e)\} - \{(i), (j), (k)\}$   
(A社の普通株式)  $50 - 12.5 = 37.5…(l)$   
(B社のその他 Tier1 資本調達手段)  $40 - 10 = 30…(m)$   
(B社の Tier2 資本調達手段)  $30 - 7.5 = 22.5…(n)$

② 経過措置期間中の取扱い及びその対象となる金額

①の計算により算出された調整項目の額について、附則第7条第1項により調整項目の額に算入されることとなる額の割合を乗じ、経過措置適用後の調整項目の額を算出します。経過措置適用後の調整項目の額に含まれない部分については、旧告示の取扱いが適用されることとなります。

項目	取扱い	金額		
		25年3月	26年3月	27年3月
A社の普通株式	CET1 控除 (i) × (f)	0	2.5 (12.5 × 20%)	5.0 (12.5 × 40%)
	旧告示取扱い (i) × {100% - (f)} (経過措置分) 注	12.5	10.0 (12.5 × 80%)	7.5 (12.5 × 60%)
	分母計算(1) (非控除部分)	37.5	37.5	37.5
B社の その他 Tier1 資本調達手段	AT1 控除 (j) × (f)	0	2 (10 × 20%)	4 (10 × 40%)
	旧告示取扱い (j) × {100% - (f)} (経過措置分) 注	10	8 (10 × 80%)	6 (10 × 60%)
	分母計算(m) (非控除部分)	30	30	30
B社の Tier2 資本調達手段	T2 控除 (k) × (f)	0	1.5 (7.5 × 20%)	3.0 (7.5 × 40%)
	旧告示取扱い (k) × {100% - (f)} (経過措置分) 注	7.5	6.0 (7.5 × 80%)	4.5 (7.5 × 60%)
	分母計算(n) (非控除部分)	22.5	22.5	22.5

※ 「旧告示取扱い」とされる部分については、旧告示における意図的保有等の控除項目に該当する場合には、Tier2 資本に係る調整項目の額に含まれることとなり、これに該当しない場合には、新告示に従いリスク・アセットの額を計算することとなる。

(3) 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額及び 15 パーセント基準超過額の経過措置期間における計算例

<前提条件>

- ・ 第 5 条第 1 項各号に掲げる額の合計額\* : 2,200…(a)
  - ※ 附則第 5 条及び第 6 条の経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・ 第 5 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる額の合計額\* : 200…(b)
  - ※ 附則第 7 条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・ 保有する A 社（関連会社）の普通株式の額 : 300…(c)
- ・ 保有する A 社のその他 Tier1 資本調達手段の額 : 200…(d)

- ・繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額：180…(e)
- ・附則第7条第1項により調整項目の額に算入されることとなる額の割合：x%…(f)

① 新告示（改正告示（平成24年金融庁告示第28号）による改正後）における算出手順

- (ア) 特定項目に係る10パーセント基準額を算出します。 $\{(a) - (b)\} \times 10\%$   
 $(2,200 - 200) \times 10\% = 200 \dots (g)$
- (イ) 特定項目に係る10パーセント基準超過額を算出します。 $\{(c), (e)\} - (g)$   
 (A社の普通株式)  $300 - 200 = 100 \dots (h)$   
 (繰延税金資産)  $180 - 200 = -20$  (0以下なので、0) …(i)
- (ウ) 特定項目に係る10パーセント基準対象額を算出します。 $\{(c) + (e) - \{(h) + (i)\}\}$   
 $300 + 180 - (100 + 0) = 380 \dots (j)$
- (エ) 特定項目に係る15パーセント基準額を算出します。 $\{(a) - (b)\} \times 15\%$   
 $(2,200 - 200) \times 15\% = 300 \dots (k)$

※ 経過措置期間中であるため、附則第8条に基づき読み替えられた特定項目に係る15パーセント基準額の算出方法に従う。

- (オ) 特定項目に係る調整対象額を算出します。 $(j) - (k)$   
 $380 - 300 = 80 \dots (l)$
- (カ) その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額から第8条第9項第1号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る10パーセント基準対象額で除して得た割合を算出します。 $\{(c) - (h)\} \div (j)$   
 $(300 - 100) \div 380 = 0.53 \dots (m)$  ※ 小数点第3位を四捨五入している
- (キ) (カ)の普通株式に係る部分を繰延税金資産に置き換え、繰延税金資産についても同様に計算し、割合を算出します。 $\{(e) - (i)\} \div (j)$   
 $(180 - 0) \div 380 = 0.47 \dots (n)$  ※ 小数点第3位を四捨五入している
- (ク) 特定項目に係る15パーセント基準超過額を算出します。 $(l) \times (m), (l) \times (n)$   
 (A社の普通株式)  $80 \times 0.53 = 42.4 \dots (o)$   
 (繰延税金資産)  $80 \times 0.47 = 37.6 \dots (p)$
- (ケ) 特定項目に係る10パーセント基準超過額及び特定項目に係る15パーセント基準超過額に含まれない部分の額については、250パーセントのリスク・ウェイトの適用対象となります。 $\{(c) - (h) - (o), (e) - (i) - (p)\}$   
 (A社の普通株式)  $300 - 100 - 42.4 = 157.6 \dots (q)$   
 (繰延税金資産)  $180 - 0 - 37.6 = 142.4 \dots (r)$
- (コ) A社のその他Tier1資本調達手段の額については、その全額がAT1に係る調整項目の額となります。…(s)

② 経過措置期間中の取扱い及びその対象となる金額

- ①の計算により算出された調整項目の額について、附則第7条第1項により調整項目の

額に算入されることとなる額の割合を乗じ、経過措置適用後の調整項目の額を算出します。経過措置適用後の調整項目の額に含まれない部分については、旧告示の取扱いが適用されることとなります。

項目	取扱い	金額		
		25年3月	26年3月	27年3月
A社の普通株式	CET1 控除 $\{(h)+(o)\} \times (f)$	0	28.5 (142.4×20%)	57.0 (142.4×40%)
	旧告示取扱い $\{(h)+(o)\} \times$ $\{100\%-(f)\}$ (経過措置部分) <sup>注1</sup>	142.4	113.9 (142.4×80%)	85.4 (142.4×60%)
	分母計算 (q) (RW250%対象分)	157.6	157.6	157.6
繰延税金資産 (一時差異に係 るもの)	CET1 控除 $\{(i)+(p)\} \times (f)$	0	7.5 (37.6×20%)	15.0 (37.6×40%)
	旧告示取扱い $\{(i)+(p)\} \times$ $\{100\%-(f)\}$ (経過措置部分) <sup>注2</sup>	37.6	30.1 (37.6×80%)	22.6 (37.6×60%)
	分母計算 (r) (RW250%対象分)	142.4	142.4	142.4
A社の その他 Tier1 資本調達手段	AT1 控除 $(s) \times (f)$	0	40 (200×20%)	80 (200×40%)
	旧告示取扱い $(s) \times \{100\%-(f)\}$ (経過措置部分) <sup>注1</sup>	200	160 (200×80%)	120 (200×60%)

※1 A社の普通株式及びその他 Tier1 資本調達手段に関して「旧告示取扱い」とされる部分については、旧告示における意図的保有や金融業務を営む関連法人等の控除項目に該当する場合には、Tier2 資本に係る調整項目の額に含まれることとなり、これに該当しない場合には、新告示に従いリスク・アセットの額を計算することとなる。

※2 繰延税金資産に関して「旧告示取扱い」とされる部分については、その純額が旧告示における基本的項目の額の 20 パーセントに相当する額を上回らない場合については、新告示に従いリスク・アセットの額を計算することとなる。

※3 上記計算においては小数点第 2 位を四捨五入している。